

議 第 4 号

持続可能なプラスチック資源循環に向けた
対策の強化を求める意見書（案）

年 月 日

衆 議 院 議 長
参 議 院 議 長
内 閣 総 理 大 臣
農 林 水 産 大 臣 あ て
経 済 産 業 大 臣
国 土 交 通 大 臣
環 境 大 臣

議 長 名

地方自治法第99条の規定により、下記のとおり意見書を提出します。

記

我が国は、大量生産・大量消費・大量廃棄型の社会から脱却し環境への負荷をできる限り低減することを目指して、循環型社会形成推進基本法に基づき、廃棄物等について、排出抑制・再使用・再生利用からなる3Rや適正処理を推進してきた。とりわけ、使用済プラスチックについては、8割を超える有効利用率を達成するなど積極的な取組を行ってきたところである。

近年、世界全体で年間数百万トン以上のプラスチックが不適正な処理により海洋流出しているとの推計が示され、また、人体や生態系への影響が危惧されるマイクロプラスチックが、海洋だけでなく河川や諸外国の水道水等からも検出されたとの調査結果が発表されるなど、環境汚染の拡大が懸念されている。こうした状況を受け、欧州連合では、使い捨てプラスチック製品の流通禁止に向けた立法手続きが行われるなど、使用抑制に向けた動きが進んでいる。

国においては、来年6月に我が国で開催されるG20までに、プラスチック使用の削減等を総合的に推進するためのプラスチック資源循環戦略を策定するとしているが、国内調整や目標の実現に向けた具体策が不足しているとの指摘もある。マイクロプラスチックについても、法改正に伴い海岸漂着物対策に係る基本方針を改定するとしており、効果的な取組の推進に当たっては、海洋以外の分布状況や人体への影響等を含めた詳細な実態解明が求められている。

よって、本県議会は、国会及び政府において、我が国の高い技術力と先進性を生かした、プラスチックの排出抑制、確実な回収処理、代替素材の開発等の取組を促進する戦略や、マイクロプラスチックの問題解決を図る実効的な基本方針を整備するとともに、これらに基づく施策を積極的に展開するなど、持続可能なプラスチック資源循環に向けた対策を強化するよう強く要請する。